

平成 30 年 4 月

# 有害使用済機器に関する届出の手引き

富山県生活環境文化部環境政策課

## はじめに

国では使用済電気電子機器の適正管理を図るため、廃棄物処理法を改正し、本年4月1日から32品目の使用済電気電子機器を有害使用済機器として指定（次頁「有害使用済機器の指定」参照）するとともに、有害使用済機器を扱う事業者には届出、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられました。

この手引きでは、富山県内で有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする方の届出について解説していますので、ご確認のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

## 届出受付場所 ※届出を行う際は、必ず事前にお知らせください。

【富山県内（富山市以外）で有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合】

〒930-8501  
富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県生活環境部環境政策課廃棄物対策班  
電話番号：076-444-3140  
FAX番号：076-444-3480

【富山市内で有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合】

〒930-8510  
富山県富山市新桜町7番38号  
富山市環境部環境政策課廃棄物対策係  
電話番号：076-443-2178  
FAX番号：076-443-2122

## 届出方法等

### ○届出時間

平日の午前8時30分～午後5時15分

### ○提出部数

正本1部、副本1部

（届出者の控えが必要な場合は、副本2部）

### ○手数料

無料

### ○届出書

届出様式（新規届出・変更届出・廃止届出）は、本手引きをコピーするか、次に掲げる富山県環境政策課のホームページからダウンロードしてください。

《ホームページ》

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00018932.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00018932.html)

### ※有害使用済機器とは

「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定められた機器」であり、政令では次頁のとおり定められています。

このため、使用を終了していないリユース品や修理して再度使用する予定の機器は対象から除かれます。

### ※有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災発生のおそれがあるため、有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し、適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境の保全上支障がないようにする必要があります。詳しくは、当県ホームページに掲載されている、環境省「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」に記載がありますので、参考にしてください。

## 有害使用済機器の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器）

第十六条の二 法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三 電気洗濯機及び衣類乾燥機

四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）

ロ ブラウン管式のもの

五 電動ミシン

六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十 フィルムカメラ

十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七 電気マッサージ器

十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具

二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六 パーソナルコンピュータ

二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具

二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具

二十九 電子書籍端末

三十 電子時計及び電気時計

三十一 電子楽器及び電気楽器

三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

## 申請書類作成順

※申請書は下記の書類を正副各1部(申請者控えが必要な場合は正1部副2部)作成してください。(提出は、電話にてお時間をご確認の上、直接、県庁へ持参ください。)

申 請 書 類 一 覧	新規	変更	廃止
<b>有害使用済機器保管等届出書（様式第35号の2）</b> ・ 個人の場合は氏名 ・ 法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名 ・ 事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで） <u>事業開始10日前までに届出受理されている必要があります。法改正の施行日（平成30年4月1日）に、既に有害使用済み機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月（平成30年10月1日まで）までに届出が受理されている必要があります（猶予期間）。</u>	○	-	-
<b>有害使用済機器保管等変更届出書（様式第35号の3）</b> ・ 氏名又は名称及び住所、（法人の場合）代表者の氏名 ・ 届出を行った年月日 ・ 変更の内容 ・ 変更の理由 ・ 変更予定年月日 <u>届出事項の内容に変更をしようとする場合には、基本的に変更の10日前までに事業場を所管する都道府県等へ届け出る必要があります。</u>	-	○	-
<b>有害使用済機器保管等廃止届出書（様式第35号の4）</b> ・ 届出を行った年月日 ・ 廃止した事業の範囲 ・ 廃止の理由 ・ 廃止の年月日 <u>有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後10日以内に、事業場を所管する都道府県等へ届け出る必要があります。</u>	-	-	○
以下添付書類			
<b>事業計画の概要</b> *別紙1（例）を参考にしてください。 ・ 事業の全体計画 ・ 処理の方法（保管・処分の別） ・ 取扱品目（品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先）	○	※	-
<b>事業場の平面図及び付近の見取図</b> *事業場の平面図（例）を参考にしてください。 ・ 事業場の状況がわかる平面図 ・ 事業場の周辺の状況がわかる見取り図	○	※	-
<b>事業の用に供する施設（保管施設や処分（再生）施設）の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</b> *別紙2（例）を参考にしてください。 ・ 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	※	-
<b>届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類</b> ・ 土地の登記簿謄本（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）等（借地の場合は賃借契約及び同意書等が必要）	○	※	-

<p>(処分又は再生を業として行う場合)  処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類 *別紙3(例)を参考にしてください。  ・処分又は再生を業として行う場合は、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの</p>	○	※	—
<p>(個人の場合)  住民票の写し  ・個人の場合は住民票(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)</p> <p>(法人の場合)  定款又は寄附行為及び登記事項証明書  ・法人の場合は法人の登記事項証明書(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)</p>	○	※	—
<p>(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合)  法定代理人の住民票の写し  ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)</p>	○	※	—
<p>○: 必要書類  ※: 変更がある場合に添付</p>			

**記載例**

有害使用済機器保管等届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 石井 隆一 殿

届出者

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
株式会社〇〇

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）</p>	<p>有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機 等 （廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器）</p> <p>処理の区分                      保管のみ ・ <b>保管及び処分（再生を含む）</b></p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 〇〇事業場                      電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>事業場 同上                              電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 面 積 〇〇〇m<sup>2</sup></p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>	<p>保管場所① 所在地：同上 面積：〇〇m<sup>2</sup>、最大高さ5m 品目：電気掃除機、扇風機等施行令第16条の2第5号～20号の機器</p> <p>保管場所② 所在地：同上 面積：〇m<sup>2</sup>、最大高さ 3m 品目：ゲーム機、デジタルカメラ等、施行令第16条の2第21号～32号の機器</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>事業場：〇〇事業場    所在地：同上 電気掃除機、扇風機等施行令第16条の2第5号～20号の機器</p> <p><u>（こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ記載してください）</u></p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>〇〇事業場、所在地：同上 破砕機（シュレッダー）1台、〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力10t/日</p> <p><u>（こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ記載してください）</u></p>
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

届出者（個人である場合）		
（ふりがな） 氏名	生年月日	住所
（法人である場合）		
（ふりがな） 名称	住所	
株式会社〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号	
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
（ふりがな） 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

## 事業計画の概要を記載した書類

## 事業の全体計画

- ・油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の可燃性物、また金属や基板、単一種類のプラスチック等売却できるものは手解体で有害使用済機器から取り外し分別して保管する。
- ・売却可能な金属、基板、単一種類のプラスチックは売却する。
- ・売却できない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずは安定型埋立処分を委託する。その他残さ物は管理型埋立処分を委託する。

## 処理の方法（保管・処分の別）

保管及び処分

## 業務を行う時間、休業日

営業時間 8 : 00 ~ 16 : 30

受入を行う時間 8 : 30 ~ 15 : 00、作業時間 9 : 00 ~ 16 : 30

休業日 日曜日及び祝祭日

## 取扱品目及び処分量等

## 受入

受入品目	受入先	受入量	処理（再生）方法	備考
混合	〇〇株式会社	〇〇kg/月	保管、破砕	パソコン
パソコン、 プリンター	〇〇株式会社	〇〇kg/月	保管、解体、破砕	バッテリーを除去
携帯電話	〇〇株式会社	〇〇kg/月	保管、破砕	バッテリーを除去
混合	〇〇株式会社	〇〇kg/月	保管、破砕	バッテリー、蛍光管を除去
合計		〇〇kg/月		

## 搬出

搬出品目	搬出先	搬出量	備考
基盤	〇〇株式会社	〇〇kg/月	売却
アルミ	〇〇株式会社	〇〇kg/月	売却
銅	〇〇株式会社	〇〇kg/月	売却
鉄	〇〇株式会社	〇〇kg/月	売却
ダスト	〇〇株式会社	〇〇kg/月	廃棄物として処理委託
バッテリー	〇〇株式会社	〇〇kg/月	廃棄物として処理委託
蛍光管	〇〇株式会社	〇〇kg/月	廃棄物として処理委託
合計		〇〇kg/月	

※複数の事業場がある場合、本紙は事業場ごとに作成してください。



**事業の用に供する施設の概要**

**事業場の名称**

〇〇事業場

**事業場の所在地**

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

**取り扱う有害使用済機器の品目**

ゲーム機、デジタルカメラ等、施行令第16条の2第21号～32号の機器

**保管施設**

所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

面積：〇〇㎡

保管高さ：〇m

施設の種類（保管方法、構造）：

屋外（又は屋内）に設置

仕切りやカゴ（容器）などの設置の有（又は無）

仕切りの材質は〇〇、カゴ（容器）の材質は〇〇

**廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止に関する措置状況**

- ・ 廃棄物の飛散を防止するために容器を用いて保管する。
- ・ 廃棄物の飛散を防止するためにフェンスを設ける。
- ・ 地下浸透を防止するためにコンクリートを敷設する。
- ・ 汚水の流出を防止するために油水分離層や排水溝を設置する。 など

**処分（再生）の用に供する施設**

施設の種類（処理方法、構造）：破砕機（シュレッダー）1基、構造は添付したカタログの通り

メーカー・型式：〇〇社製・ABC-123型

処理能力・数量：〇t/日

1日の運転時間：〇：〇〇～〇：〇〇

設置年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

**生活環境の保全上の支障を防止するための措置**

- ・ 定期的な清掃を行うことや、保管中の有害使用済機器内部等に雨水が溜まらないようにすることなどにより事業場内を衛生的に管理し、害虫などが発生しないようにする。
- ・ 機器の搬入搬出に伴う車両は減速走行することで、騒音・振動により、周辺的生活環境保全上悪影響をおよぼさないようにする。

※複数の事業場がある場合、本紙は事業場ごとに作成してください。

(処分又は再生を業として行う場合)

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

**処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の種類**

- ① 廃プラスチック類
- ② 金属くず
- ③ ガラスくず

**発生量**

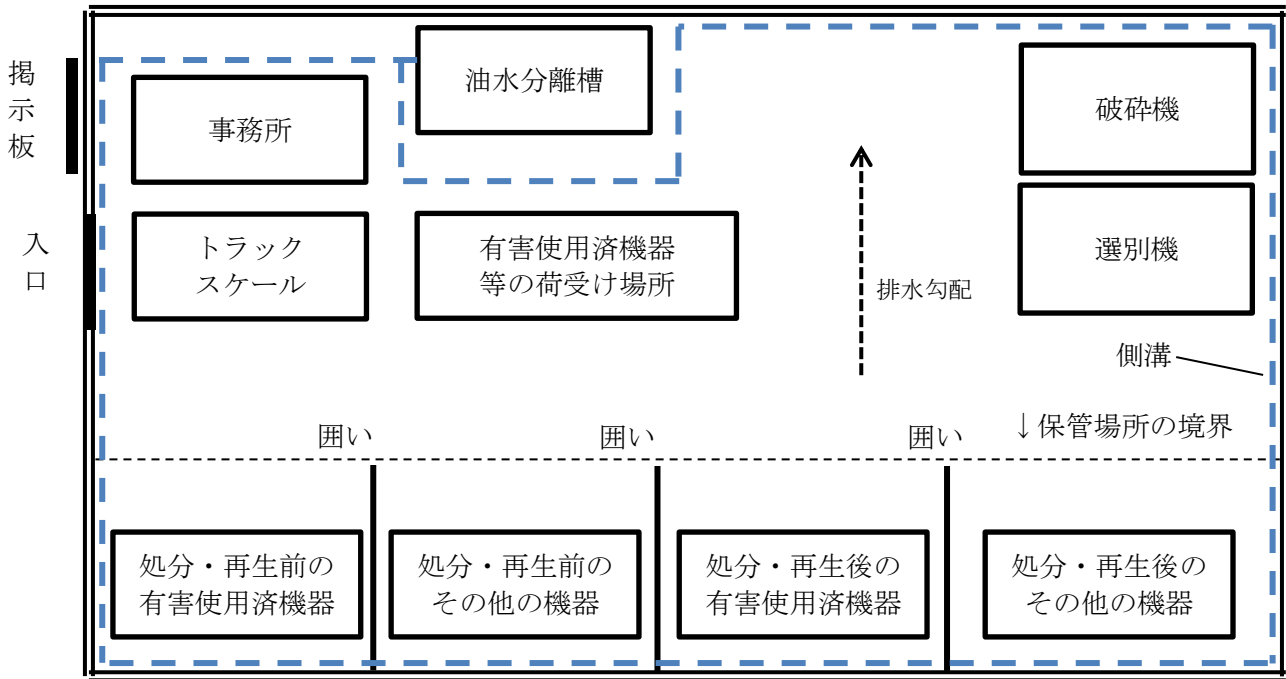
- ① ○ t / 月
- ② ○ t / 月
- ③ ○ t / 月

**処理方法**

- ① ○○株式会社に委託し、埋立処分する。
- ② ○○株式会社に売却し、鉄鋼製品の原料として再生利用する。
- ③ ○○株式会社に委託し、埋立処分する。

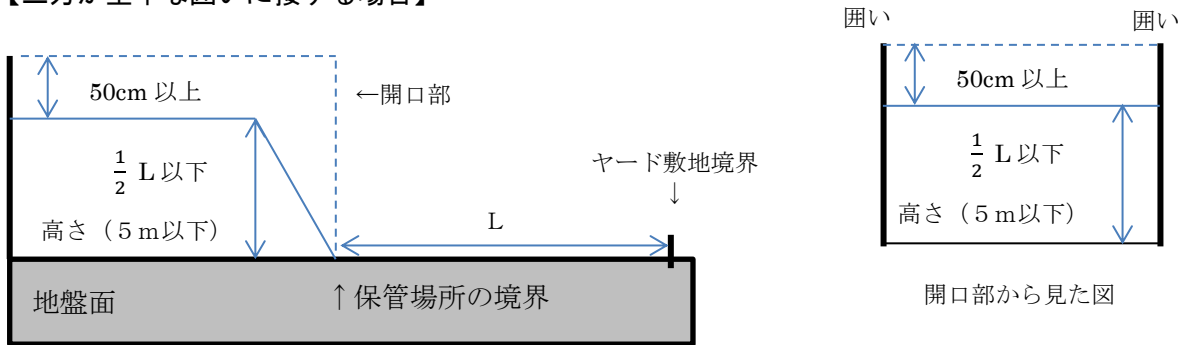
※複数の事業場がある場合、本紙は事業場ごとに作成してください。

事業場の平面図（例）

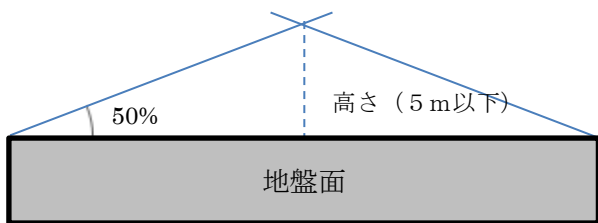


有害使用済機器の保管基準について

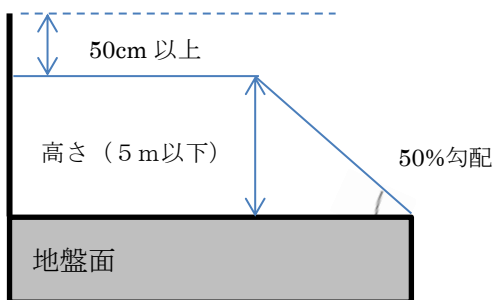
【三方が堅牢な囲いに接する場合】



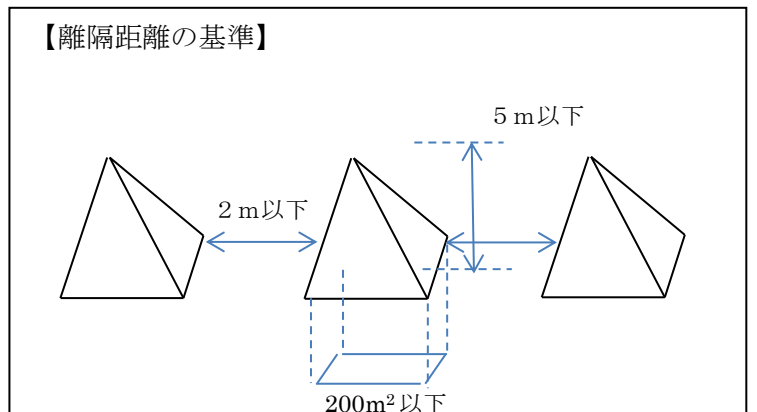
【堅牢な囲いに接しない場合】



【一方が堅牢な囲いに接する場合】



【離隔距離の基準】



**記載例**

有害使用済機器保管等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 石井 隆一 殿

届出者

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
 株式会社〇〇  
 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇  
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

変 更 の 理 由 代表者の新任退任

変更予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

備 考

- この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

**記載例**

有害使用済機器保管等廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 石井 隆一 殿

届出者

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

株式会社〇〇

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>処分（再生を含む）の廃止</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>施設の老朽化に伴う事業の廃止</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>

備 考

- 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

<p>有害使用済機器保管等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p>届出者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
<p>事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）</p>	<p>有害使用済機器の品目：</p> <p>処理の区分                      保管のみ      ・      保管及び処分（再生を含む）</p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所    電話番号</p>
	<p>事業場    電話番号 面                      積</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>	
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本工業規格 A列4番)

有害使用済機器保管等変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者  
住 所

氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）		

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

変 更 の 理 由

変 更 予 定 年 月 日

備 考  
 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。  
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)



有害使用済機器保管等廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者  
住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業  
の範囲

廃止の理由

廃止の年月日

備 考

- 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

より詳細な内容をお知りになりたいときは、環境省の「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」をご確認ください。

○環境省のホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/index.html>

○富山県環境政策課のホームページ

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00018932.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00018932.html)